

●contents

令和3年度末に退職予定のみなさまへ	2③
年金を受け取るために退職時に行う手続きについて	4
令和3年度末退職予定者の方の年金に係る手続きについて	5
被扶養者の認定種別確認及び資格確認(検認)を終えて	6⑦
マイナンバーカードが健康保険証として利用できます	8
育児休業手当金・介護休業手当金の給付上限日額が変わりました	9
これから利用できる保健事業のご案内～芸術鑑賞～	10
高知会館で「利用券」が使えます	11
特定健康診査の受診はお済みですか?/特定保健指導を利用しましょう!	12
健康情報冊子「QUPiO plus」をお届けします	
／令和4年度の間人ドック(1泊ドック)の自己負担額等が変更となります!／健康相談事業	13
ベネフィット・ステーションのログイン方法が変更となります!	14⑮
知っておきたい標準報酬制	16
いきいき健康だより(コロナ禍のインフルエンザシーズンへの備え)	17
ご請求はお済みですか?—高知県教職員互助会—	18
退職互助部制度のご案内	19
Hello! Doctor	20⑳
ここにサブリを30/福利高知記事の訂正	22
ペンリレー/作品募集	23
高志会館(富山県)/ホテル北野プラザ六甲荘(兵庫県)	24
高知会館だより	25
各月の送金日・締切日/各係の主な事業と問い合わせ先	26

福利

FUKURI KOCHI

高知

Vol.129
令和3年11月19日発行



朝の沈下橋 PN:クニック



編集発行/公立学校共済組合 高知支部・(一財)高知県教職員 互助会・高知県教育委員会 教職員・福利課
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 TEL.088-821-4755 <https://www.kouritu.or.jp/kochi/>

公立学校共済高知支部

検索

ご家庭のみなさんでご覧ください

<http://kokyogo.jp/>

(一財)高知県教職員互助会

検索



令和3年度末に退職予定のみなさまへ

退職される組合員の方は、退職と同時に公立学校共済組合の組合員資格を喪失することとなり、退職に伴う様々な手続きが必要となります。

共済組合に関する内容について下記に取りまとめましたので、参考にしてください。

詳細は、退職予定者説明会で配付した冊子「退職されるみなさまへ」をご覧ください。

なお、冊子「退職されるみなさまへ」につきましては、退職予定者説明会に出席された方には当日お渡ししておりますが、欠席されていた方及び正職員以外の方につきましては、**高知県等から退職情報が共済組合に届き次第**、ご自宅宛に書類を送付します。

なお、冊子につきましては、**公立学校共済組合高知支部のホームページ > 高知支部について > 刊行物 > 退職予定者説明会資料** に掲載していますので、ご覧いただけます。



退職後の組合員証等の速やかな返却について(お願い)

退職すると、その翌日から組合員証及び被扶養者証は公立学校共済組合の組合員の資格を喪失するため、**退職日の翌日以降は、当共済組合が交付した組合員証や被扶養者証等は使用できません。**

退職後は速やかに所属所を通じて組合員証等を返却してください。

※退職後、再任用職員(フルタイム)となる方及び令和4年4月1日~令和4年4月14日までの間に臨時的任用職員(臨時講師)となる方は、組合員証等の返納は不要です。

※退職日以降に組合員証等を使用して医療機関等を受診した場合、共済組合が負担した医療費(7~8割)を返還していただきます。



退職後の医療保険制度のご案内

退職後は国民皆保険制度により何らかの医療保険制度(※)に加入することになります。

どの医療保険制度に加入するのは、**退職後の状況により異なります。**

ご自身にあった健康保険制度へ加入手続きを行ってください。

(※) **医療費の窓口自己負担額について**：どの医療保険制度に加入しても、本人・家族(入院・外来)の自己負担額は3割です。ただし、70歳~74歳は一般2割、現職並所得者3割、就学前児童は2割。

退職 (資格喪失)

※ここでいう退職とは、**定年退職、勤奨退職、普通退職、再任用期間終了、臨時講師任用期間終了、任期付き職員期間終了**を言います。

再任用フルタイム勤務(週38時間45分)職員となる



再任用短時間勤務(週20時間以上)職員となるまたは健康保険制度の適用がある再就職をする



臨時的任用職員(常勤の臨時講師等)となる



再任用短時間勤務(週20時間未満)職員となるもしくは健康保険制度の適用がない再就職をする、または再就職しない





**A～Dの内容についての概要は下記のとおりです。
詳細は冊子「退職されるみなさまへ」をご覧ください。**

A 再任用フルタイム勤務(週38時間45分)職員となる

医療保険の加入先	公立学校共済組合高知支部
組合員証等	現在の組合員証等を継続して使用できますので、 返納不要 です。

B 再任用短時間勤務(週20時間以上)職員となるまたは健康保険制度の適用がある再就職をする

医療保険の加入先	就職先の健康保険制度へ加入
組合員証等	退職日以降は使用できません。 所属所へ返納してください。

C 臨時的任用職員(常勤の臨時講師等)となる

ア. 令和4年3月31日退職 → 令和4年4月1日から臨時的任用職員

イ. 令和4年3月31日退職 → 令和4年4月2日～14日の間に臨時的任用職員となる

※空白期間が原則2週間以内で、退職時までに次の配属先が明らかである場合など、事実上の雇用関係が中断することなく存続しているものと**人事主管課が認める場合**には、共済組合員資格は引き続きます。

医療保険の加入先	公立学校共済組合高知支部
組合員証等	現在の組合員証等を継続して使用できますので、 返納不要 です。

ウ. 令和4年3月31日退職 → 令和4年4月15日以降に臨時的任用職員となる

医療保険の加入先	令和4年4月1日～任用開始日の前日まではご自身で医療保険に加入します。 ※ D 参照 ※令和4年4月1日～4月14日の期間については組合員となりません。 ※令和4年4月15日以降の任用開始から公立学校共済組合高知支部の組合員資格を再取得します。 (手続き書類等については、任用開始日以降に送付します。)
組合員証等	退職日以降は使用できません。所属所へ返納してください。 組合員の資格再取得後、新しい組合員証を交付します。

D 再任用短時間勤務(週20時間未満)職員となるもしくは健康保険制度の適用がない再就職をする、または再就職しない 下記①～③から選択(②及び③は保険料等の納付が必要です。)

- ① 家族が加入している健康保険の被扶養者となる。
(家族の加入している医療保険制度へお問い合わせください。)
- ② 国民健康保険に加入する。(お住まいの市町村へお問い合わせください。)
- ③ 公立学校共済組合の任意継続組合員になる。



任意継続組合員制度について

退職日まで引き続き1年と1日以上組合員であった方が、退職日の日から起算して20日以内に手続きを行うことにより、退職後も最長2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受けることができます。

※令和3年度末退職者の場合は、最終期限が令和4年4月19日(火)です。

加入には、「任意継続組合員申出書」の提出及び「任意継続掛金の払込み」が必要です。詳細は、退職予定者向け冊子「退職されるみなさまへ」をご覧ください。

【年度末に退職予定のみなさまへについてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813



年金を受け取るために 退職時に行う手続きについて

退職時の手続きは、老齢厚生年金の受給要件を満たしていない方と、すでに年金が決定されている方で異なります。

老齢厚生年金の受給要件

次の①～③を満たしていること

- ① 生年月日に応じた支給開始年齢に達していること
- ② 厚生年金被保険者期間があること(公立学校共済組合の組合員期間も該当します。)
- ③ 受給資格期間が10年以上あること(上記②の期間や国民年金に加入していた期間等を通算した期間)

支給開始年齢(厚生年金被保険者期間が1年以上の場合)

生年月日	年齢
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

※ 厚生年金被保険者期間が1年未満の方の支給開始年齢は、65歳です。

老齢厚生年金の受給要件を満たしていない方

◆退職時に提出する書類：退職届書

「退職届書」を提出すると、将来の年金決定に備えて厚生年金被保険者期間や標準報酬等が登録されます。登録が完了した方は年金待機者となります。

○年金を受け取るための手続き

年金待機者の方が年金を受け取るには、**支給開始年齢に達したときに年金の請求手続きが必要**です。手続きに必要な書類は、支給開始年齢に達する約2～3ヵ月前に当共済組合や他の実施機関^(注)から登録住所に送付されます。

(注) 老齢厚生年金の決定等を行う機関(当共済組合や日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団等)のことです。原則として、最後に加入した実施機関から年金請求に必要な書類が送付されます。

○年金見込額を確認する方法

支給開始年齢に達していない方は、毎年誕生月に送付される「ねんきん定期便」や「地共済年金情報Webサイト」により年金見込額を確認できます。

詳細は公立学校共済組合ホームページをご覧ください。

公立学校共済組合HPトップページ⇒共済制度について⇒年金制度について

⇒年金を受け取る前に(組合員・組合員であった方向け)⇒年金加入記録等に関する情報の通知

すでに年金が決定している方

◆退職時に提出する書類：年金改定請求書

「年金改定請求書」を提出すると、退職するまでの厚生年金被保険者期間や標準報酬等を含めて年金額が改定されます。また、年金の支給停止が解除され、年金が支給されます。

○年金の支給日

年金は、受給要件を満たした月や改定事由(退職)が発生した月の翌月分から支給されます。

支給日は年6回、偶数月の15日(土・日・祝日に当たる場合は直前の平日)です。支給月の前月までの2ヵ月分が、請求時に指定した金融機関の口座に振り込まれます。

注意

3月末に「年金改定請求書」を提出した方の年金支給

3月末退職者の年金額の改定手続きについては、給与情報と退職の事実を確認する必要があるため、一定の期間を要します。改定後の年金の支給は8月を予定しています。



令和3年度末退職予定者の方の年金に係る手続きについて

◆以下のとおり、生年月日によって手続きが分かれています。

生年月日が昭和34年4月2日以降の方

退職予定者説明会等で、順次、該当組合員へ必要書類を配付します。

提出書類：退職届書

提出期限：令和4年4月6日

生年月日が昭和34年4月1日以前の方

令和4年2月下旬以降、該当組合員へ必要書類を直接送付します。

提出書類：年金改定請求書

提出期限：送付書類に記載されている提出期限

【提出先】

公立学校共済組合高知支部

〒780-0850高知市丸ノ内1丁目7-52

【年金についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）を終えて



令和3年7月5日付公共高第200号で通知し実施しました「被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）」にご協力いただき、ありがとうございました。

今年度の資格確認（検認）においても、遡って認定取消となる事例が見受けられました。

遡って認定取消となった場合、取消日以降に病院等で組合員証（保険証）を使用したときは、共済組合に医療費を返還していただくことになります。

組合員の皆様におかれましては、日頃から被扶養者の現況（就労・収入）を把握していただき、被扶養者としての要件を欠くときは、速やかに所属所を通じて取消手続を行ってください。



下記は今回の検認で、認定取消となった主な事例です。

①被扶養者が就職し、新たに健康保険証を持っていることが判明した。

就職等により新たに健康保険証を取得した場合、被扶養者の資格は喪失となります。

②パートの収入があり、月額108,334円以上の収入は3か月連続しないが、過去12か月の累計が認定基準額を超えていた。

月の収入に変動があり、年間の収入見込みが立ちにくいものについては、毎月の収入を確認し、認定要件に該当するかどうかを判断します。

3か月連続していない場合でも、収入の累計が130万円以上（毎月、過去12月分をスライドして確認）となる場合には、その時点で認定取消となります。

収入には賞与や手当等を含みますので、十分確認をしてください。

③公的年金（国民年金、厚生年金等）のほかに、個人年金や財形年金の収入があることが判明した。

生命保険契約に基づく個人年金や貯蓄型の個人年金（財形年金等）を定期的に受け取る場合は恒常的な収入とみなします。

60歳以上の公的年金受給者及び障害を事由とする公的年金受給者の認定基準額は180万円ですが、個人年金については認定基準額が130万円になりますので、公的年金の受給がない場合はご注意ください。

また、公的年金受給者で、かつパート・アルバイトのような月単位の収入がある場合、月額15万円以上の収入がある月が3か月連続していないかどうか確認が必要です。

年金額を12か月で除した額にパートやアルバイトの月の収入を合計した額が15万円以上ある月が3か月連続した場合は認定取消となります。

④事業所得があり、確定申告書上の所得金額は130万円未満だったが、必要経費を確認したところ、認定基準額を超える収入となった。

事業、農業、不動産所得者等の収入については、所得税法上の所得をさすものではなく、総収入のうち共済組合で必要経費として認めている経費を控除した額を収入として取扱います。そのため、確定申告書上の所得金額とは異なります。

共済組合で認めている必要経費については、右のページでご確認ください。（[公立学校共済組合高知支部ホームページ](#)>[高知支部について](#)>[福祉事務の手引](#)>（手引1）組合員資格からも確認できます。）

なお、事業等収入が認定基準額以上となった場合は、確定申告を行った日が認定取消日となります。





被扶養者の認定要件について

被扶養者の認定要件（概要）は次のとおりとなります。**被扶養者が認定要件を欠いた場合、被扶養者の認定取消は取り消すべき事実の発生した日まで遡って行われ、取消日以降に給付された医療費等は返還していただくことになります**ので速やかに届出をお願いします。

◆被扶養者の認定基準額について

	右欄以外	60歳以上の公的年金受給者 又は若くても障害年金受給者
年金・恩給（注1） 事業所得・不動産所得等	年額 130万円未満	年額 180万円未満
雇用保険（失業給付、傷病 手当金等）	日額 3,612円未満	日額 5,000円未満
給料等（地代・家賃・年金・ 恩給（注2）等）	月額 108,334円未満	月額 150,000円未満

①被扶養者の認定基準額とは

被扶養者の認定時における所得税法上の所得ではなく、**被扶養者の認定申告時以降における恒常的な収入（税等控除前）の総額**をいい、給与収入等、事業所得（営業、農業等）、不動産所得（家賃、地代等）、各種年金（遺族年金、障害年金、個人年金（民間会社、金融機関等との契約に基づく個人年金、財形貯蓄年金型のもの）等を含む。）、恩給（扶助料等を含む。）、雇用保険、利子、配当等一切が含まれます。（退職金、財産売却金等の一時的な収入は含まれません。）**ただし、事業所得、不動産所得等については、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限りその実額を控除した額となります。（④参照）**

②恒常的な収入とは3か月を超える期間継続して得られる収入のことを言います。

③認定基準額は収入形態に応じて、年額・月額・日額で認定基準額を判断します。

（例）年金（注1）収入のみの場合 ⇒ 年額 で判断します。

年金と給与（月給）収入（注2）の場合 ⇒ 月額 で判断します。

失業給付のみの場合 ⇒ 日額 で判断します。

④事業所得、不動産所得等における必要経費として認められないものは下記でご確認ください。

※下記で認めていない経費であっても、業種・必要経費の内容により一部認められる場合があります。

【一般用（事業所得・不動産所得等）】 ○＝認められるもの、×＝認められないもの

科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否
売上原価	○	貸倒金	×	荷造運賃	×	広告宣伝費	×	消耗品費	○
給料賃金	○	地代家賃	○	水道光熱費	○	接待交際費	×	福利厚生費	×
外注工事	×	利子割引料	×	旅費交通費	×	損害保険料	×	雑費	×
減価償却費	×	租税公課	×	通信費	×	修繕費	○		

【農業用】 ○＝認められるもの、×＝認められないもの

科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否
雇用費	○	利子割引料	×	肥料費	○	諸材料費	○	農業共済掛金	×
小作料・賃借料	○	租税公課	×	飼料費	○	修繕費	○	荷造運賃手数料	×
減価償却費	×	種苗費	○	農具費	○	動力光熱費	○	土地改良費	○
貸倒金	×	素畜費	○	農薬衛生費	○	作業用衣料費	×	雑費	×

【種別確認、検認、被扶養者認定要件についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813